

1. 補助事業の概要について

Q1	現在使用している変圧器について、調査や交換に対する補助金の制度があるとのことですが、どのような内容ですか。	
A1		<p>以下①～③の 3 つの事業からなり、当財団に申請いただき、審査を経て、各種手続き後に補助金が支給される制度です。</p> <p>補助金交付決定前に実施された事業（既に調査や交換に着手されているものや、既に終了したもの）は、補助金の対象となりません。</p> <p>① 調査事業（補助率 1/10） 平成 5 年（1993 年）以前に製造された低濃度 PCB 汚染の疑いがある使用中の油入変圧器について、PCB 汚染の有無を調査する費用に補助する事業です。</p> <p>② 交換事業（補助率 1/3、上限：変圧器 1 台当たり 100 万円） 現在使用中の PCB 汚染変圧器を、高効率の変圧器へ交換する費用に補助する事業です。</p> <p>③ 調査交換事業 上述の『①調査事業』と『②交換事業』を一体的に行う事業です。</p>
Q2	既に調査または交換を実施してしまいましたが、これから申請は可能ですか。	
A2		<p>既に調査や交換を実施済のものは、申請できません。</p> <p>調査や交換を実施する前に申請を行い、補助金交付決定後に着手することが前提になります。</p>
Q3	申請が可能な地域はどこですか。	
A3		全国どこの地域からでも申請が可能です。
Q4	PCB に汚染された変圧器を処分する費用も補助されるのですか。	
A4		<p>補助の対象外です。</p> <p>また、処分のための保管費用、輸送（運搬）費用も補助の対象外です。</p>

Q5	申請手続きを教えてください。	
	A5	<p>まずは交付申請書を作成し、当財団にご提出ください。</p> <p>提出された交付申請書を当財団にて審査（約 30 日間程度を要します）し、要件を満たしていること、書類内容に不備がないことが確認できましたら「交付決定通知書」を発行・送付します。</p> <p>それを受けて、契約・発注などの実作業を進めていただきます。</p> <p>詳しくは本ホームページの『応募方法について』をご確認ください。</p>
Q6	この補助金制度と、その他の制度（自治体や各種団体が実施しているもの等）の併用は可能ですか。	
	A6	<p>補助の対象が重複している場合は、併用することはできません。</p> <p>例えば、変圧器の調査（又は交換）に対して、この補助金制度とその他制度を併用することはできませんが、変圧器の調査はこの補助金制度を活用、交換はその他制度を活用、といった方法は可能です。</p>
Q8	この補助金制度と、各種の融資制度を併用することは可能ですか。	
	A8	<p>可能です。</p> <p>例えば、変圧器の調査（又は交換）に要する費用について、一部をこの補助金制度を活用し、その他費用の原資を各種の融資制度の活用によって融通することは可能です。</p>